

議案第60号

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月31日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市家庭的
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方
自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第48条・第49条」に改める。

第48条を第49条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第48条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載
された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定さ
れているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁
的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな
い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを
いう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。